第八による申請書に前条第一項各号に掲げる書類のうち当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

2　認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業を実施した後であっても、前項の申請において法第二十条第二項第二号に規定する実施期間に変更があった場合には、当該実施期間の初日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。

3　（略）

4　前条第四項及び第六項の規定は認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定を受けた認定事業者について準用する。

（法第二十四条の復興庁令で定める労働者）

第十四条　法第二十四条の復興庁令で定める労働者は、原子力災害の被災者である労働者（以下「被災労働者」という。）とする。

第十五条　（略）

（住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業）

第十六条　法第三十三条第二項第二号トの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第六号までに掲げる事業にあっては、特定避難勧奨地点の設定の対象となった区域（伊達市の区域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）又はこれらの事業の実施に当たり特定避難勧奨地点の設定の対象となった区域と密接不可分と認められる周辺の区域において実施されるものに限る。

一～六　（略）

（移住等の促進に資するための事業）

第十七条　法第三十三条第二項第二号チの復興庁令で定める事業は、移住等（法第七条第三項第四号に規定する移住等をいう。）の促進に資するための事業であって、次に掲げるものとする。

一　避難指示・解除区域（法第二十七条に規定する避難指示・解除区域をいう。以下この条において同じ。）の復興及び再生の推進に寄与する人材の確保又は起業を志望する者に対する支援のための事業

二　避難指示・解除区域における雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

三　避難指示・解除区域へ移住しようとする者又はした者の良好な生活環境の確保に関する事業

四　避難指示・解除区域市町村（法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村をいう。第十九条において同じ。）又は福島県の体制整備に関する事業

五　避難指示・解除区域の復興及び再生を図るための広報活動を行う事業

六　その他内閣総理大臣が定める事業

（住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境を整備するために必要な事業）

第十八条　法第三十三条第二項第二号リの復興庁令で定める事業は、次に掲げるもの（第六号及び第七号に掲げる事業にあっては、避難解除区域等（法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）において実施されるものに限る。）とする。

一～八　（略）

2　帰還・移住等環境整備事業計画（法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画をいう。以下同じ。）に前項第六号又は第七号に掲げる事業に関する事項を記載する場合には、併せて、当該事業の実施区域を記載するものとする。

（削る）

（新設）

第六条　（略）

（住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業）

第七条　法第三十三条第二項第二号への復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第六号までに掲げる事業にあっては、特定避難勧奨地点の設定の対象となった区域（伊達市の区域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）又はこれらの事業の実施に当たり特定避難勧奨地点の設定の対象となった区域と密接不可分と認められる周辺の区域において実施されるものに限る。

一～六　（略）

（新設）

（住民の帰還の促進を図るための環境を整備するために必要な事業）

第八条　法第三十三条第二項第二号トの復興庁令で定める事業は、次に掲げるもの（第七号及び第八号に掲げる事業にあっては、避難解除区域等（法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等をいう。以下同じ。）において実施されるものに限る。）とする。

一　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

二～九　（略）

2　帰還環境整備事業計画（法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画をいう。以下同じ。）に前項第七号又は第八号に掲げる事業に関する事項を記載する場合には、併せて、当該事業の実施区域を記載するものとする。